唐代皇帝祭祀の親祭と有司攝事

金子修一

はじめに
一　有司攝事の頻度について
二　皇帝親祭と有司攝事との種々相
三　攝官と有司攝事の形骸化とについて
おわりに

はじめに

私はかつて漢から唐までの皇帝に關係する祭祀について、その制度の內容と運用の實態との兩面について解明を試みた。(1) 特に皇帝の權威の正統性に關わる郊祀と宗廟の祭祀とに注目し、(2) 兩漢を通じて重視されていた皇帝卽位時の祖廟への拜謁の儀禮である謁廟の禮が、時代を降るに從って次第に史書から姿を消し、代って卽位したばかりの新帝による郊祀の親祭が重視されるに至る經過を明らかにした。(3) またこのことを、皇帝の正統性に關わる祭祀が閉じられた空間から開かれた空間へと移行していく過程と解した。以上の點については、訂正を要する細部の若干の點を除いて、大筋では現在でも修正の必要は感じていない。しかし、以上と關連する次のような問題點については、解明の必要性を常に感じていた。

歷代の正史禮儀志から歸納される郊廟の祭祀は定期的である。例えば唐代では、南郊では基本的に冬至と正月祈穀との二回、これに孟夏雩祀と季秋明堂とを加えると年に四回の祭祀があった。宗廟では年に五回の小祭（時祭）と、概ね五年

に二回の禘・祫という大祭とがあった（拙稿a）。これらの祭祀の實施は皇帝の大權に屬するものであり、本來皇帝の親祭を必要とするものである。然るに歷代の王朝について、史料から確認し得る郊祀・宗廟の皇帝親祭の例は決して多いとはいえず、この點は唐代でも同樣である。唐代では皇帝親祭が原則である祭祀も、皇帝が自分の諱を祝版に御署する手續きを經て、祭祀そのものは臣下に代行させる有司攝事の制度が確立していた（後揭拙稿c）。このことから、今日得られる皇帝親祭の諸祭祀の記錄は、それだけに重要な意味のある記錄である、と想定することができる。しかし、各史書に殘る皇帝祭祀の記錄を通覽し、そこに何らかの積極的な意義を見出そうと努めても、記錄にない通常の祭祀も皇帝親祭で行なわれた可能性が殘されていれば、論證に絕えず不安がつき纏うことになる。前述の如く漢代では皇帝毎に謁廟の禮が行なわれたが(4)、唐代では玄宗の場合にしか謁廟の禮は認められない（拙稿b）。これを、素直に唐代では玄宗しか謁廟の禮を行なわなかったと見るか、それとも他の皇帝も定例として謁廟の禮を行なったが、玄宗の場合のみ何らかの理由で特に記錄に殘されたと見るか、では玄宗の謁廟の禮の評價が全く違って來る。またこのことと關係するが、皇帝親祭と有司攝事との間にどのような差異があるのか、またその差異がどのような意味を持つのか、その點が明らかにならなければ、皇帝の親祭を正當に評價することは難かしい。記錄に殘る皇帝親祭を評價するには、親祭を補完する有司攝事について明らかにすることが、その前に必要となるのである。

以上のような課題設定に基づき、本稿では唐代の郊祀・宗廟の祭祀に關する皇帝親祭と有司攝事との諸問題を檢討したい。この場合、筆者の意圖するところは皇帝親祭と有司攝事の相違を全般的に明らかにすることにあり、特に郊祀・宗廟のいずれかに重點を置いているわけではない。皇帝親祭における郊廟の役割の解明は、本稿以後の課題となるであろう。

一　有司攝事の頻度について

唐代の皇帝に關係する祭祀は大祀・中祀・小祀に分れており、中祀以上は皇帝親祭が原則であった。郊祀・宗廟を中心

とする大祀では、祭祀の對象となる神に對して皇帝は祝文で「皇帝臣某」または「天子臣某」と名告り、中祀では「皇帝某」または「天子某」、小祀では「皇帝」または「天子」と名告る。祝文は祝版に書きこまれ、皇帝は大祀・中祀については祝文の「皇帝（天子）臣某」「皇帝（天子）某」の「某」即ち諱を自署する。これによって、皇帝はその祭祀の主宰者としての資格を全うすることができ、有司攝事でもそれが皇帝の祭祀であることが公認されるのである。[5] それでは、本來皇帝の行なうべき祭祀に何故にこのような有司攝事が定められているのであろうか。その理由を明快に說いたのが、『新唐書』卷一一禮儀志一の吉禮について述べた次の一文である（『玉海』卷一〇二郊祀、唐祀典にも同樣の文あり）。

而して天子親祠せるは二十有四。三歲ごとに一祫、五歲ごとに一禘、其の歲に當れば則ち擧げる。其の餘二十有二、一歲之閒徧く擧げる能はざれば則ち有司攝事す。其の常祀に非ざるは時有りて之を行ふ。[6]

即ち、一年の閒に親祭すべき二二の祭祀を皇帝自身が遍く祭るのは不可能であるから有司攝事がある、という。その二二の內譯は『新唐書』卷一一に逐一列擧されており、南北郊・宗廟の大祀と一部の中祀とである。『大唐開元禮』に明らかな如く、これらの祭祀には事前に數日閒の散齋・致齋が定められており、それらを含めて皇帝が一々親祭することは事實上不可能である。從って、本來皇帝親祭と定められた祭祀について有司攝事が必要となる理由に關し、以上の說明に疑義を挾む餘地は全くない。しかしそれだけでは、皇帝親祭と有司攝事とは容易に交替し得るものなのか、或は兩者の閒には本質的な差があって安易な交替を許さないものなのか、等のことは全く判らない。そこでまず皇帝親祭と有司攝事との實施狀況について檢討し、唐代では後者が一般的であり前者がむしろ特殊な事例に屬していたことを示そうと思う。

扨、皇帝親祭と有司攝事との關係の考察が困難なのは、何よりも有司攝事に關する記錄が斷片的、例外的にしか得られないことに由る。しかし幸いなことに、多至の郊祀については有司攝事の實施狀況を知る手懸りがある。『冊府元龜』卷一〇七帝王部朝會一開元八年（七二〇）一一月條には次のように見える。

中書門下奏して曰く、（中略）其の日（冬至）亦圜丘に祀り、皆攝官をして行事せしめ、質明に既に畢り、日出でて視

朝す。國家以來、更に改易なし。新格に緣るに、其日を將て圜丘に祠り、遂に改めて小多至日を用て受朝す、と。(7) 若し南郊に親拜すれば受朝須く改むべくも、既に攝祭せしむれば禮移る可からず、伏して請ふらくは改正せよ、と。之に從ひ、因りて今自り多至日に受朝す、永く嘗(常)式と爲せ、と敕す。

これによれば、從來多至の日には南郊で攝官すなわち有司攝事によって郊天の儀禮が行なわれ、また當日皇帝が朝廷で百官の朝賀を受ける儀禮も行なわれていた。然るに新格（開元後格）では、多至の日に郊祀を行ない前日である小多至日に朝賀を受けるように改正された。これに對して中書門下が、皇帝親祭の場合には受賀すなわち皇帝が臣下の朝賀を受ける日を別に移すべきであるが、有司攝事の場合には皇帝は多至當日に朝賀を行なうべきである、と上奏し、これが裁可された。卽ち、開元七年撰上の開元後格では、それまで多至一日の閒に行なわれていた郊祀と受朝賀とを同一日に行なうことを避け、後者を前日に行なうことにしたのであるが、翌年には再び元に戻され、有司攝事で郊祀が行なわれる時は朝賀の禮も多至當日に行なうことになったのである。その後天寶三載（七四四）一一月には、以後多至の翌日に受朝するという敕が發せられ(8)（『唐會要』卷二四受朝賀・『冊府元龜』卷三三帝王部崇祭祀二）、また建中二年（七八〇）一一月には、多至の日に朝賀を受けるという敕書が再度出されている（『唐會要』卷二四）。するとこの閒は、多至の郊祀とは別の日に受朝賀が行なわれていたようにも受け取れるが、天寶一〇載（七五一）には多至當日に朝賀が行なわれており（『冊府元龜』卷一〇七）、永泰元年（七六五）一一月には有司攝事の郊天のあと含元殿で受朝賀の儀禮が行なわれている（『唐會要』卷二四）。從って、天寶三載以後建中二年まで一貫して多至當日に皇帝の受朝賀がなかった譯ではない。概括すれば、唐代の大半の時期には、多至の郊祀が行なわれた場合當日に皇帝の受朝賀の禮も併せて行なわれていた、と言いうるのである。

因みに拙稿cでは、『冊府元龜』卷三四帝王部崇祭祀三代宗大曆七年（七七二）條に「七年十一月辛卯、日長至す。有司に命じて昊天上帝を南郊に祀り、視朝せず。」とあるのを引き、文中の「不視朝」を政務を執らないことと解して、祭祀を有司に代行させた時でも皇帝は執務しないのが通例である、と述べた（一七頁）。しかし、以上によればこの解釋は誤りで

あり、「不視朝」の「朝」とは朝賀の意味であった。『冊府元龜』巻三四には他に、大曆五年・八年・一一年・一三年の各年の條にも冬至に有司攝事で郊祀が行なわれたことが記されているが、大曆五年條を除いては「不視朝」または「不受朝賀」（大曆一一年條）とあり、大曆七年條同様朝賀を受けなかったことが併記されている。これらは郊祀の有司攝事を特記した珍しい史料であるが、さきに述べた事情を參酌すると、有司攝事にも拘らず何らかの理由で當日の朝賀が取止められた事例だったのである。

以上、唐代では概ね冬至當日に有司攝事で郊祀が行なわれた場合には、當日に皇帝の受朝賀の禮が行なわれる定めであったことを示し、併せて拙稿cの誤りを訂正した。そこで、冬至當日に朝賀が行なわれていればその日の郊祀は有司攝事であったことが明らかとなる。(9) 朝賀の禮については『冊府元龜』巻一〇七帝王部朝會一・巻一〇八同二の二巻に亙って記錄が殘されているが、そのうちの冬至朝賀の記錄は、有司攝事による郊祀實施例の得難い史料となるのである。ここから關連史料の最も多い代宗について、冬至の朝賀の實施例を擧げると次の様になる。(10)

廣德二年・永泰元年・二年（＝大曆元年）・大曆二年・三年・八年・九年・一一年・一三年

このうち大曆一三年には冬至の翌日に受朝賀があるが、前日の郊祀が有司攝事で行なわれたことは原文に記述がある。また前揭の『冊府元龜』巻三四では、大曆八年と一一年との郊祀當日には朝賀を受けていないことになっており、冬至當日に代宗が百寮の朝賀を受けたとする巻一〇七の記事とは矛盾する。しかし、巻一〇七で代宗が朝賀を受けたとする大曆八年閏一一月壬寅朔日は、巻三四で郊祀があったとする一一月辛丑冬至の翌日であり、同様に巻一〇七の大曆一一年一一月丁巳は巻三四の丙辰冬至の翌日である。(11) 從って大曆八年・一一年の場合は共に、冬至當日には有司攝事で郊祀を行ない、皇帝はその日には受朝せず翌日に百寮の朝賀を受けたとするのが正しい。卽ち、さきの大曆一三年の場合と全く同じ日程となるのであり、兩年の受朝賀を冬至當日のことのように記すのは巻一〇七の粗漏である。要するに以上は、冬至當日に皇帝が朝賀を受けたか、または冬至當日の郊祀は有司攝事で行ない翌日に皇帝が朝賀を受けたかの、いずれかの例である。(12)

また、冬至當日には朝賀がなくともそれが皇帝親郊以外の理由に因るのであれば、やはり當日の郊祀は有司攝事で行なわれたと考えてよい。大曆一〇年には梁王（璿、九年一〇月乙亥薨去）の葬期に近い、という理由で多至の朝賀が停止されているが（『冊府元龜』巻一〇七）、この時の郊祀は有司攝事で行なわれたであろう。また、大曆一二年に「防秋の將士曝されて野に在るが故なり」という理由で多至の朝賀が停止されているのも（同書巻一三五帝王部慇征役）、同様の例であろう。從って、多至當日に郊祀の皇帝親祭がなかった例として以上の二箇年が附け加えられる。そのほか多至の郊祀が有司攝事で行なわれたことが確かな例として、前述した巻三四の大曆五年・七年の二例がある。

以上から、代宗について多至に皇帝の親郊がなかったと判斷される年次を列擧すると、

廣德二年・永泰元年・二年（＝大曆元年）・大曆二年・三年・五年・七年・八年・九年・一〇年・一一年・一二年・一三年

の都合一三年となる。代宗の在位は寶應元年（七六二）四月から大曆一四年（七七九）五月までの足かけ一八年閒であるが、在位中に巡ってきた一七回の多至のうち、少なくとも一三回については郊祀は有司攝事で行なわれたのである。これに對し代宗について郊廟の親祭が確認できるのは、僅かに廣德二年（七六四）二月の太清宮―太廟―南郊の一連の祭祀のみであり（拙稿b參照）、多至の例は皆無である。卽ち、代宗の多至の郊祀では有司攝事が壓倒的に多かったことが認められるのであり、或は親祭は皆無であったかも知れないのである。

代宗以外の皇帝については、これ程滿遍なく有司攝事の例を拾うことは出來ないが、玄宗以後の諸皇帝について(13)同樣の方法で『冊府元龜』巻一〇七・一〇八から多至の親郊がなかったと思われる年を列擧すると、次の樣になる。(14)

玄宗　開元一六年・*二二年・天寶一〇載
肅宗(15)　乾元二年・元年（＝上元二年）
德宗　**貞元一五年・**一六年

憲宗　永貞元年・元和元年・三年・一一年
穆宗　元和一五年・長慶元年・二年
敬宗　長慶四年
文宗　大和元年・二年・七年・八年・開成二年

以上では各皇帝の在位年代に比べて列擧し得る例は多くはなく、また間接的に冬至の有司攝事が窺われる例が多い。しかし、文宗の場合冬至の親祭が確認できるのは大和三年（八二九）の一例のみであるが、有司攝事と見做されるのは上記五例であり、少なくとも史料の上からは有司攝事の多いことが認められる。一方、既述の如く有司攝事の記事は斷片的にしか存在せず、有司攝事の大半は今日我々が入手し得る史料には殘されていない。例えば次章に掲げる馬周の上疏には、太宗が卽位以來六年間宗廟の祭祀を行なっていない、と述べられているが、この間の有司攝事による廟享については何一つ傳えられていない。また、さきの文宗大和三年冬至の親郊時の赦文（『唐大詔令集』卷七一「大和三年南郊赦」）には

朕は沖昧を以て丕業を獲嗣し、兢慄寅畏たること今に於て四年たり。伐叛之師を興すに屬び、未だ燔柴之禮に暇あらず、今南至に因りて圓丘に事（まつり）する有り。

とあり、文宗が寶曆二年（八二六）一二月の卽位以來足かけ四年間郊祀を親祭していなかったことが判る。さらに玄宗が卽位後五年間郊祀を親祭していなかったことも確かであるが(16)、これらについても卽位後數年間の有司攝事による郊祀は傳えられていないのである。こうした點を考慮すれば、實際の有司攝事と皇帝親祭との回數の差はさらに大きくなるであろう。

定期的な祭祀は有司攝事による運營がむしろ普通であり、皇帝親祭は特別な場合に行なわれた、という拙稿cの推定は、以上によって冬至の郊祀についてはある程度確かめられたものと思う。次に皇帝親祭と有司攝事との相違を別の面から具體的に檢討することに依って、この推定をさらに宗廟にまで押し廣げてみたい(17)。

二　皇帝親祭と有司攝事との種々相

前章では『唐會要』巻二四受朝賀の記事を手懸りに、代宗朝を中心として冬至の郊祀は通常有司攝事で行なわれていることを指摘した。次に考えるべきことは、有司攝事と皇帝親祭との間にどのような相違が存在するのか、そしてその相違は何を意味するのか、という點である。しかし、前述のように有司攝事に關する記錄は僅少でまた具體性を缺いているが、他方皇帝親祭に關しても祭祀の次第を具體的に記した史料は稀である。實際には、以上の問題について網羅的に檢討するのは極めて困難であり、本稿では甚だ限定された側面であるが、規模、費用等に關する若干の史料についてのみ檢討を加えたい。

『舊唐書』巻七四馬周傳貞觀六年（六三二）條の周の上疏に次のように見える。

> 伏して惟へらく、陛下は踐祚以來宗廟の享は未だ曾て親事せず。伏して聖情に緣るに、獨り鑾輿一たび出づれば勞費稍や多きを以て、其の孝思を忍び、以て百姓に便にする所以なり。遂に一代の史をして皇帝入廟の事を書かざらしむ。(18)

これに據れば、太宗は卽位後六年閒は廟享を行なっていない。皇帝が鑾輿に乘って出御すると多額の費用が掛るので、百姓の爲に宗廟の親祭（引用文中の「孝思」）を控えていた、というのがその理由である。ここから、郊祀同樣宗廟の親祭も多年に亙って行なわれないことがあることと、それが人民の負擔を配慮して多額の出費を押える、という經濟上の理由に因るものであったこと、との二點が知られる。後者については、唐後半期の史料として『舊唐書』巻一一七崔寧傳附崔黯傳の次の一文を擧げることができる。

> （開成初）入りて監察御史となり、郊廟の祭器不虔なるを奏し、有司に敕せんことを請ふ。文宗宰臣に謂ひて曰く、宗廟の事、朕合に親ら其の禮を奉ずべし。但し千乘萬騎動もすれば國用を費すを以て、毎に有司行事之日、衣冠を被りて坐して以て旦を俟つのみ。(19)

即ち、宗廟の祭祀は本來皇帝が親祭すべきであるが、千乘萬騎を從え國費を消耗するので、有司攝事の日に衣冠を正して待つことに由り皇帝としての責務を全うする[20]、というのである。千乘萬騎は文飾としても、親祭の場合に多數の官僚が扈從することは首肯できる。馬周の上疏中の「鑾輿一出、勞費稍多」というのも、同樣の前提に立っての發言であろう。

以上、宗廟の親祭に當って多數の官僚が隨行することを示す史料を擧げた。郊祀について以上に類する史料はないが、『舊唐書』卷一三德宗紀下貞元六年（七九〇）九月條に「己卯詔すらく、十一月八日南郊太廟に有事す。行從の官吏將士等は、一切並びに自ら食物を備へ令む。」とあるのは參考となる。以下の文に據れば、この年は旱魃で祈雨したところ、甘雨が降ったので郊廟に告謝することにしたのである。こうした事情であったから、特に扈從の官吏將士に對して食料自辨の命が下されたのであろう。とすれば、通常の皇帝親祭の場合には扈從の官吏たちの食料は官給であったであろうし、その量も少ないものではなかったであろう。また、前章では皇帝親祭の當日には朝賀が停止されることを指摘したが、朝賀に列席する百寮の主要な構成員が親郊の祭儀にも參加することを想定すれば、その理由は容易に納得される。從って、皇帝親祭の場合には多數の官僚及び將士の參列があったことは無理なく認められる。よって有司攝事と皇帝親祭との相違の第一點は、宗廟郊祀を問わず後者では參列者が多く費用が尨大になること、逆にいえば前者では參列者が限定され費用も削減される、ということである。

因みに、『大唐開元禮』卷二序例中「大駕鹵簿」には、大禮に用いられるという大駕の鹵簿が列擧されている。すべての參加者の人數が明記されてはおらず、人數の正確な集計は不可能であるが、理念的な鹵簿の構成をそこに見ることができる。現實の例では、穆宗長慶元年（八二一）正月の親郊が法駕で行なわれたことが判るが（『舊唐書』卷一六穆宗紀）、『大唐開元禮』に據れば法駕の參加者は大駕よりやや縮小されている。實際の郊廟等の皇帝親祭に關する分析は更めて別の機會に行ないたいが、親祭に伴って扈從の官僚に對する賜爵や加官、將士に對する賜與、天下に對する賜酺等がなされる場合のあったことは見落せない[21]。現實にはこうした恩典も親祭の經費增を來した筈である。また、親祭に際して人民の直接

的負擔が增大する場合もある。郊廟の親祭に關するものではないが、憲宗が元和六年（八一一）正月一六日に豫定した籍田の親耕の停止を命じた前年一一月九日丙午の制には次のようにある（『冊府元龜』卷一一五帝王部籍田）。

江淮水旱之餘、河朔師旅之後なるを以て、宜しく物力を寬め、以て元元を濟ふべし。況んや三農休息之時に當り、百司供具の費（有り）(22)、道塗に灑掃し、勤勞を暴露するは、惕然として懷に在り、是を用て中止せよ。前に成命有りて皆已に施行せると雖も、而るに重ねて吾が民を煩せば則ち固く必める無かれ。其れ來年正月十六日の籍田の禮は宜しく停むべし。

要するに災害や戰火の後は民力を休養すべきであり、翌年正月に豫定した籍田の禮を停止する、というのであるが、文脈から見て「道塗灑掃、暴露勤勞」は人民の負擔を前提としたものであろう。皇城にある太廟の場合はともかく、長安城外の南郊壇(23)（圓丘）に皇帝が赴く時の道路の清掃も人民の負擔で行なわれたのであろう。以上甚だ不十分であるが、皇帝親祭に伴う特別な負擔の一斑を素描した(24)。

さて次に、親祭についてはその實行を宣言した詔書が事前に出される場合がある。親祭の延期や停止を命じた詔書もあり、長期閒に亙って親祭が行なわれなかったことを辯明した詔書もある。それらの內容を見れば、どのような場合に親祭が行なわれ、またそれがどれ程以前に決定されたのか、等々のことが判る。今見たように、皇帝親祭は有司攝事に比べて參加者も多く經費も多額に昇るので、儀注の制定も含めて準備には相當の日數が掛るのは當然である。しかし、親祭の實行が事前に詔書で宣言される所に、有司攝事に對する皇帝親祭の特殊性が示されている點は見逃すべきではない。しかも、今日我々が入手し得る詔書は必ずしも多くはなく、親祭の中でも比較的重要な例に限られるようである。本稿では以下の諸例を擧げておきたい(25)。

『冊府元龜』卷三三帝王部崇祭祀二に

天寶元年正月丁未改元す。（中略）是月甲寅、靈符を尹喜臺の西に得、百官は徽號を崇くせんことを請ふ。壬申詔し

て曰く、（中略）幽く惟新之曆を贊かにし、克く永代之祥を彰かにし、宜く祀典に遵ひ、式て昭報を陳ぶべし。來月十五日を以て玄元皇帝廟に祔し、十八日に太廟に享し、二十日に南郊に有事すべし。（中略）其れ北郊は宜く公卿を差して日を擇びて祭るべし。

とある。この年正月に改元した後、玄元皇帝（老子）が大明宮南門の丹鳳門に降って靈符が尹喜の故宅にあることを告げ、そこで玄元皇帝廟を大寧坊に置くこととした（『舊唐書』玄宗紀下）。この詔書はそれを記念して、新設の玄元廟に續いて太廟―南郊の親祭を行なうよう定めたものである。[26] 從ってこれは臨時の祭祀に關する例であるが、詔書の發布された一月二六日壬申から玄元皇帝の祔廟の行なわれる二月一五日辛卯までは一九日の閒がある。次に同書卷三四帝王部崇祭祀三肅宗元年建子月（上元二年一一月）の詔は、從來の年號を廢し、月も建子・建寅等と數えるように定めたことを郊廟に告げる旨述べたのち、「宜く今月二十八日を取りて太清宮に朝獻し、二十九日太廟と元獻廟とに享し、來月一日圓丘及び太一壇に祭るべし。」と述べている。『資治通鑑考異』卷一六に據れば、詔書が出されたのは一一月一八日己亥であり、親郊當日の一二月一日辛亥の一二日前に當る。同書は一一月一七日戊戌冬至に有司攝事で南郊（圓丘）の祭祀が行なわれたと見ており、[27] この詔書の發布はその翌日、從ってこの度の親郊は臨時の祭祀である。また『册府元龜』卷三〇帝王部奉先三代宗廣德二年（七六四）條には、「正月丙辰敕す、來月七日を以て太廟に饗す、と。二月甲戌親ら太廟九室に享す」とある。『唐代の曆』では二月甲戌は七日でなく六日であるが、『資治通鑑』卷二二三・『新唐書』卷六代宗紀では六日甲戌に太廟での親饗が行なわれており、この閒は一八日である。

以上の三例は、親祭の決定または宣言から實施までの期閒が一箇月以內のものである。これに對し、前出の『册府元龜』卷六四貞元六年九月の詔（六四頁）は一一月八日（冬至）に郊祀を行なうと述べており、この場合既に二箇月前に親祭が決定している。また註(24)に引いた貞元九年一一月の太廟の親祭については、『唐會要』卷三五釋奠同年九月の太常奏で貢擧人の謁先師が親享と同日となることが問題となっており、[28] この場合にも少なくとも二箇月前には親祭が決定してい

たことが判る。また、『册府元龜』巻六五帝王部發號令四には

宣宗會昌六年を以て卽位し、十一月南郊に有事せんことを議す。敕して曰く、聖人は圓丘に嚴配し、將に孝を以て天下を理めんとし、而して歷代之に因り、務めて大赦を行なふ。冤滯せる者は昭洗に從ふべくも、險慝なる者は宜く澄清を示すべし。所有の大禮前に有罪の已に結する者亦在るに據り、速に詳議せしめて姦に惠むに至る無かれ。

とある。これは、會昌六年（八四六）三月に卽位した宣宗が、卽位後最初の親郊を前にして犯罪者の處分を促した敕書であるが、宣宗の親郊は翌大中元年正月に行なわれた（拙稿b）。よってここから、親祭が實施の二箇月前に定まっていたこと、會昌六年冬至の郊祀は有司攝事で行なわれたこととの二點が確認できる。以上三例は、郊祀を中心とした定期的な祭祀が二箇月前には決定していたことを示す事例である。

一旦決定した親祭を中止した例としては、同書巻三〇帝王部奉先三德宗興元元年（七八四）一二月二七日甲午の詔があり、それには

先澤人に在り、上帝我に臨むを賴り、克く大難を平げ載に舊京を復す。方に禮を郊丘に展べ罪を宗廟に請はんと欲す。（中略）其れ來年の郊廟に告謝するに、百寮の後期を俟たんと請ふは之を可とすべし。其れ元日に含元殿に御するは式に準ぜよ。

とある。翌年貞元元年の一一月には太廟と南郊との親祭が行なわれているので、この時には正月に行なう豫定の郊廟の親祭が延期されたわけである。するとこの例では、遲くとも一一・一二月中には翌年正月の親祭が決定していたことになる。(29) なお、さきに觸れた憲宗元和六年正月一六日の籍田（六五頁）の場合、停止が決定したのは前年の一一月九日であったが、『册府元龜』巻一一五から一〇月二〇日丁亥に親祭が決定したことが判る。この場合にも三箇月前の決定となる。最後に、註(16)所揭の拙稿で述べた貞觀一七年と開元一一年との場合を擧げると、前者では親郊の詔書が出された一〇月八日甲寅から親郊のあった一一月三日己卯までの間は二五日である。後者では八月一九日の太廟の親祭（但し降雨のため當日の

表一　唐代の親祭と詔敕との關係表

皇帝	年次(西暦)	a詔敕發布の月日	b親祭の實施	b－a	出典等
太宗	貞觀一七年(六四三)	一〇月八日甲寅	一一月三日己卯、冬至南郊	二五日	『冊府元龜』三三
玄宗	開元一一年(七二三)	四月二二日丙辰 または五月一日乙丑	八月一九日壬子、親祠太廟	三ヵ月以上	『冊府元龜』三〇、當日は降雨のため有司攝事
		九月二一日癸未	一一月一六日戊寅、冬至南郊	五五日	『冊府元龜』三三
	天寶元年(七四二)	正月二六日壬申	二月一五日辛卯、祔玄元皇帝廟 〃　一八日甲午、享太廟 〃　二〇日丙申、有事南郊	一九日 二二日 二四日	『冊府元龜』三三、臨時の祭祀
肅宗	元年(七六一)	一一月一八日己亥	一一月二八日己酉、朝獻太清宮 〃　二九日庚戌、享太廟・元獻廟 一二月一日辛亥、祭圓丘・太一壇	一〇日 一一日 一二日	『冊府元龜』三四『資治通鑑考異』一六、臨時の祭祀
代宗	廣德二年(七六四)	正月一八日丙辰	二月五日癸酉、朝獻太清宮 〃　六日甲戌、朝享太廟 〃　七日乙亥、有事南郊	一七日 一八日 一九日	『冊府元龜』三〇『資治通鑑』一二三『新唐書』六
德宗	興元元年(七八四)	一二月二七日甲午	貞元元年正月、告謝郊廟	一ヵ月	『冊府元龜』三〇　親祭延期の詔
	貞元六年(七九〇)	九月	一一月八日庚午、冬至南郊	二ヵ月	『冊府元龜』六四
	貞元九年(七九三)	九月	一一月八日癸未、朝獻太清宮 〃　九日甲申、朝享太廟 〃　一〇日乙酉、冬至南郊	二ヵ月	『唐會要』三五『新唐書』七
宣宗	會昌六年(八四六)	一一月	大中元年正月一五日壬子、朝獻太清宮 〃　一六日癸丑、朝享太廟 〃　一七日甲寅、有事南郊	二ヵ月	『冊府元龜』六五『新唐書』八

親祭は有司攝事に變更）が決定したのは遲くとも五月中で、三箇月前に溯る。また、一一月一六日冬至の親郊を定めた制書の發布は九月二〇日癸未、この閒は五五日である。

以上の結果に若干の追記を加えて表一を作成した。これに據れば、親祭の決定から實施の初日までの閒が二〇日に滿たないのが三例、二五日が一例ある一方、二箇月が四例（開元一一年九月の例も含む）、三箇月以上に及ぶものも一例ある。そして見逃し得ないのは、詔敕の發布から親祭の實施までの期閒が二〇日以內の三例が、いずれも臨時の祭祀と解釋し得ることである。玄宗天寶元年と肅宗元年との二例については、文中でその點を指摘しておいた。代宗廣德二年の祭祀は、唐後半の諸皇帝が卽位後に行なった太淸宮―太廟―南郊の親祭の最初の例であるが（拙稿b）、祈穀の祭天の日とされる正月上辛にではなく二月に行なったのは、二月己巳朔日に雍王适（德宗）が皇太子に册立されたこと（『舊唐書』卷一一代宗紀）と關係があろう。(30) その他の例がすべて正祭であるという譯ではないが、(31) 冬至に關係する四例ではいずれも郊祀の日次は正確である。すると、通常の祭祀を皇帝が親祭する場合には概ね二箇月前にはそのことが宣言される、と言えよう。卽ちこれが親祭の通常の準備期閒と見做される。また以上に述べた諸例には、いずれも親祭を行なうべき何らか特定の理由が存在した。(32) そして、宣宗會昌六年冬至の郊祀について推定したように、親祭の宣言から實行までの閒に定例の郊廟の祭祀があれば、それは有司攝事で行なわれた筈である。要するに、皇帝親祭と有司攝事とは適當に使いわけられるものではなかったのである。以上から判明した所では、親祭は相當の準備期閒を置き、特定の目的に沿って行なわれる重要な祭祀であった。すると有司攝事は、主に定期的な通常の祭祀について行なわれるものであった、と考えられるのである。

以上のように理解すれば、有司攝事の頻度が極めて高いこと、記錄に殘る親祭の實施例が僅少であること、いずれも無理なく了解することができる。既に行論中に太宗・玄宗・文宗について、卽位後數年閒は親祭を行なっていないと見られることを述べた。本章の考察の結果とこれらの事例とから、現實に皇帝親祭はむしろ稀であり、それだけ特別な祭祀であったことを認めてよいであろう。あらためて郊祀・宗廟について言うと、これらは皇帝にとって最も重要な二大祭祀であ

るが、唐代では通常は有司攝事で運營され、何らかの理由で親祭が必要と認められた時に事前に詔が出され、種々の準備が行なわれてから親祭が實行されたのである。そして以上のように、有司攝事と皇帝親祭とで規模・費用・參列者に差があり、役割も相違していたとなると、有司攝事が輕視される事態の發生も當然豫想される。本章の初めに崔黯の上奏に答えた文宗の言葉を引いたが（六三頁）、それには續けて「比ろ聞くに、主者虔まず、祭器勞敝にして、事神蠲潔の義に非ず。卿宜しく有司に嚴敕して、吾が此意を道ふべし。」とあり(33)、果してその一斑を窺うことができる。親祭の重視とは裏腹の、この有司攝事の形骸化の問題については、次章に更めて論じようと思う。

三　攝官と有司攝事の形骸化とについて

これまで皇帝親祭について種々の角度から檢討し、親祭がむしろ特殊な事例に屬することを明らかにしてきた。本章では、逆に一般的な事例であることが明らかとなった有司攝事について、攝官の官職と形骸化の問題とを中心に見ていきたい。

『大唐開元禮』では、大祀の攝祭は太尉・司徒・司空の三公を中心に行なわれることになっているが、現實にどのような官職が三公の各官に比擬されるのかは明らかではない。また、『大唐六典』巻一太尉には

武德の初め秦王之を兼ぬ。永徽中長孫無忌之と爲る。其の後親王の三公を拜する者は皆視事せず、祭禮には卽ち攝者焉を行なふ。

とあり、少なくとも永徽以降は現實に三公にあるものと祭禮の三公とは對應してはいなかった。そこで詔敕や上奏文から、三公を攝すべきものとして擧げられた官職を掲げたのが表二である。このうち、敬宗寶曆元年の欄は監察御史劉寬夫の上言に據るもので、その採否は不明である。また元和四年の欄は、『唐會要』巻六〇監察御史大和二年（八二八）條と『舊唐書』巻一四九柳登傳附柳璟傳とに見える璟の上奏文に據るものであるが、「比來吏部因循にして前後の敕文を守ら

表二　唐代大祀攝官表

年次(西暦)	祭祀名	攝	官	出典
開元一五・二・一五(七二七)	享宗廟	攝三公	左右丞相・尚書・嗣王・郡王・(若人數不足通取)諸司三品以上長官	『唐會要』一七
開元二三・一・二〇(七三五)	大(宗廟大祠)祭	攝行事	左右丞相・尚書・御史大夫・特進・少保・少傅・賓客・嗣王	『唐會要』一七・六〇 『册府元龜』三三・五九二
開元二五・七・八(七三七)	太廟五饗	攝三公	中書門下・丞相・尚書・御史大夫・師傅・嗣王・郡王	『唐會要』一七・一八 『舊唐書』一四九
開元二七・二・七(七三九)	太廟五享	攝三公	宗子及嗣王郡王中揀擇有德望者	『唐會要』一七 『册府元龜』三〇
元和四　(八〇九)	太廟告祭	攝太尉 攝司徒・司空	宰相 僕射・尚書・師傅	『唐會要』六〇 『舊唐書』一四九
寶曆一・閏七　(八二五)	(太廟五享か)	攝太尉	尚書省三品以上及保傅賓詹等官、如人少卽請取丞郎通攝	『册府元龜』五九一
開成四・一　(八三九)	南郊・太清宮 其餘大祠 (宗廟が中心となる)	攝太尉・司徒 司空	宰臣行事 六尚書・左右丞・列曹侍郎・諸三品以上清望官	『册府元龜』五九二
天祐二・八・一四(九〇五)	告祀天地宗廟	攝太尉・侍中 中書令 攝司空	宰臣攝行 差官攝行	『舊唐書』卷二〇下 哀帝紀

ず、用人稍や輕し。請ふらくは今年の冬季より吏部に勅(敕)して開元・元和の敕例に準じて差官せしめよ。之に從ふ。」とあり、ここから文宗朝の「用人稍輕」の狀況を窺うことは出來るが、大和年閒の具體的な攝官職を知ることはできない。

表二から得られる攝官の多くは宗廟の官である。五享(五饗)というのは四時祭のことで、唐代では四孟月及び臘日に行なわれるので五享ともいう。從ってこれは正祭・告祭のうちの正祭である。表に依れば、太廟五享の攝官は左右丞相

（＝僕射）・六部尚書等の尚書省の官僚と、太子少保・少傅・賓客・詹事の東宮府の官僚、及び嗣王・郡王等の宗室とに大別することができる。『大唐六典』では巻一冒頭に三師三公が置かれ、その後に尚書都省の諸官が並ぶ。そして尚書令の條には「百官を總領し、端揆を儀刑するを掌る。」とある。このように、百官を總領するとされる尚書の官と三公との間に觀念的な親近性がある所から、尚書の筆頭である左右僕射や六尚書が三公に比擬されたのであろう。御史大夫が見えるのは、御史大夫即ち大司空が漢代に三公の一であったことに因るのであろう。嗣王・郡王が出てくるのは帝室の宗廟であれば當然であるが、この點については『册府元龜』巻三〇帝王部奉先三開元二七年二月己巳條に

詔して曰く、宗廟敬を至すは必ず在すが如くを先にし、神人依る所は族に非ざるを取るなしとは、深く惟れ至理にして用て切に心に因る。其れ應に太廟五享に緣るべくんば、宗子及び嗣・郡王中より德望有るものを揀擇して三公を攝して行事せしめよ。其れ異姓の官吏は須く攝せしめざれ。

とあり、太廟の攝官には皇帝の宗族から適任者が選ばれるべきである、という原則が示されている。しかしこうした原則が實踐し難かったことは、表の前後から窺うことができる。太子三少は正二品であり、唐代のどの實務官と比べても官品は高い（左右丞相は從二品）。開元二三年の欄に特進が見えるのも、同じく正三品の文散官であることに因るのであろう。また太子賓客・詹事は共に正三品で、官品は六尚書に等しい。このことが、東宮府のこれらの官が表示される主な理由であったのであろう。從って開元年閒を中心として見ると、宗室の代表者と並んで尚書省の高官と御史大夫、及び太子三少・賓客・特進等が三公の攝官として登場するのは、漢代以來の三公との親近性を有する官であるか、それらに匹敵する高い官品を持つ官職であるかに因るのであろう。

また安史の亂以降は、僕射や六尚書が外官の節度使を初めとする他の官職の者に酬勳として與えられて尚書の實權は左右丞・侍郎に移り、その結果尚書の官としては却って丞郎が貴ばれるようになった(34)。開成四年の欄に、尚書僕射に代って左右丞・列曹侍郎という尚書省の下位の官職が浮上しているのは以上の實態に卽應しているのであり、このことを以て三

公の攝官の格下げと受取る必要はないであろう。また、寶曆元年の欄では對象となる祭祀は明記されていないが、開元二七年以前の太廟五享の欄及び主に太廟を指すと思われる開成四年の「其餘大祠」欄と攝官が共通しており、この年の欄の對象となる祭祀も太廟五享であったと見てよいであろう。以上の如く、最後の天祐二年の例を除いては主に太廟五享の攝官が得られるのであるが、後に見るように現實には太廟五享の攝祭はさらに下級の官僚によって行なわれることが多かった。表示した諸例の大半は、その弊風を是正すべく記された詔敕文や上奏文に載っていたものである。從ってこれらについては、各時期における太廟五享の攝官の原則的或いは理想的なライン・アップと理解すべきである。

次に、元和四年の欄には太廟の告祭があり、攝官に宰相が登場している。開成四年の南郊と太清宮の攝官も同樣に宰相である。現實に有司攝事で行なわれた郊祀で攝官の判明する例としては、開元二五年（七三七）一〇月庚申に李林甫・牛仙客が南北郊を祭ったものがある（『冊府元龜』卷二四帝王部符瑞三）。當時李林甫は兵部尚書兼中書令、牛仙客は工部尚書同中書門下三品であったが[35]、この年に彼等が郊祀を攝祭したのは、前年に張九齡を追放して當時彼等が宰相中の最有力者となっていたことに因るのであり、兵部尚書・工部尚書という尚書の官にあったからではないであろう。そう考えると、年代は離れるが開成四年の南郊・太清宮の欄及び天祐二年の攝太尉等の欄とよく對應する。その天祐二年八月の敕文は、一〇月九日に豫定された哀帝の南郊親祭を前にして、當時正守太尉中書令であった副元帥梁王朱全忠と、正守中書令であった河南尹張全義との二人に對する攝官の措置を定めた一文である。そこには、天地宗廟の告祀の攝官を列擧したあとに

今太尉副元帥は任は藩垣に冠たり。行禮之時に遇ふ毎に、或は京國に在らざらば卽ち事須く太尉を差攝して行事せしむべし。全義は見に闕下に居りて任中樞を正せば、更に別官を差して又中書令の事を攝せしむ可からず。其れ太尉の官は、如し梁王朝覲して京に在らば便ち行事を委ね、如し卻きて鎭に赴かば卽ち前に依りて攝行せよ。合に差すべき所の中書令は便ち全義に委ねて本官を以て禮を行なはせよ。

とある。この敕そのものは親祭を前にしてのものであるが、文中に「每遇行禮之時」とあるので、建前ではその他の重要

な祭祀全般もふまえてこの措置が定められたのであろう。従って、有司攝事の際にも朱全忠が都にいる場合には太尉を攝官することになっていたのである。すると、當時天地及び宗廟での告祭については、哀帝周邊の最高實力者の朱全忠が攝官でも最右翼に位置していたのである。このことは、さきの李林甫の場合と事情を共通にするものであろう。

甚だ史料には乏しいが、以上によれば唐代では南郊及び太廟告祭を宰相が攝官していたことになる。すると、これらの場合と太廟の正祭（五享）の場合とでは攝官に相違が出てくる。これには以下のような事情が考えられる。まず、年に五回ある宗廟の正祭では運營を圓滑に行なうために攝官が固定される必要があるのに對し、臨時に行なわれる告祭ではその都度攝官を定めればよかった、という事情である。しかしそれだけでは、南郊の太尉が宗廟の告祭と同じく宰相の攝官であったことの說明がつかない。そこで考えられるのが、宗廟の正祭と告祭及び郊祀との差異ということである。註(6)に斷わったように、筆者は唐代の告祭について未だ充分に把握していないが、とりあえず試論として以下の點を述べておきたい。兩唐書本紀や『資治通鑑』に見える宗廟の皇帝親祭を一々吟味してゆくと、正祭と解釋し得るものは稀で大半は臨時の祭祀と見做される。例えば前章に擧げた親祭の例でも、五享や禘祫に當る宗廟の親祭はなく、明らかに臨時の祭祀と認められるものか（開元一一年八月の親祠の禮を含む）、冬至の郊祀に關係した祭祀であった。そして、冬至の前に行なわれる廟享は本來は告祭であったと理解される。これらの點については別稿で更めて論じたいが、以上から宗廟に對しては郊祀が、また宗廟の正祭と告祭とでは告祭が、皇帝親祭により密接な關係を持つ祭祀であったといえる。このことが郊祀及び告祭の重要性に對應するとすれば(36)、有司攝事の場合でもこの點が攝官に充當される官職に反映する、と想定し得る。天祐二年の朱全忠を太尉とする詔書はこうした想定に從うと理解しやすい。またこの場合や註(35)で觸れた李林甫らの攝祭で告天と並んで告廟が出てくるのは、郊祀の前に告廟が行なわれるからであろう。よって、郊祀や宗廟の告祭の重要性が宰相の攝官となって現れる、と考えることが可能になるのである。この點に關連して、太廟五享の攝官に宗室以外では尙書省及び東宮府の官僚が充てられていたことについて、以下のことを述べておきたい。開元一一年（七二三）に中書門下

と改稱された政事堂から尚書僕射が外されたことに象徴されるように、律令官制の要にあった尚書省の地位は玄宗朝には既に低下していった。[37] また東宮府の官職は、官品は高くとも散地として實職から外れた隱居の官と目されていた。[38] 從って少なくとも開元以降は、觀念的には百官を總領したり、官品では百官の最上位にあったりしても、實權から疎外されつつある官職の者が概ね太廟正祭の官に充てられていたのである。この點は、さきに指摘した南郊及び太廟の告祭で宰相が攝官として登場することと、裏腹の現象と考えることもできるのである。少なくとも、必要に應じて臨時に行なわれる告祭に比べて、定期的に運用される所に意義のある正祭が一般の關心を惹きにくかったことは事實であろう。

今、正祭に對する關心が失われやすいことを述べたが、本章の初めに觸れた大和二年の柳璟の上奏は、文宗大和年閒には攝祭が安易に流れ、宗廟に派遣される官僚の身分が低下している現狀を訴えたものであった。表にも示した同じ文宗朝開成四年の監察御史[39]杜宣猷の上言（『冊府元龜』卷五九二掌禮部奏議二〇）には

臣伏して見るに、近日の大祠は王府の官を差して太尉を攝して事を行なはしむ、人輕く位散にして神と交はるに足らず。陛下の恭潔之誠を昧し百靈の正直之福を阻む、事に便ならざる有り、實に資りて改更すべし。

とある。これに依れば、當時は王府の官員が太尉を攝官するに至っている。おそらく、嗣王等の宗室の面々が攝太尉となるべき所を彼等も大祠（主に廟享であろう）に赴かず、自分の王府の官員に事を行なわせるようになっていたのであろう。前章でも有司攝事の祭祀の不備を傳えた史料を擧げたが（七〇頁）、こうしたことは有司攝事が常態で形式に流れ易いことから起る現象であろう。こうした事態を戒める詔敕から、逆に有司攝事の形骸化した實態を知ることができる。例えば、『唐會要』卷二三緣祀裁製穆宗長慶二年（八二二）一一月の詔に

郊廟之儀は恭恪に本づく、罰輕くして慢を生ずれば須く稍加ふるを議すべし。今自り已後祭に臨んで齋を出づる者有らば、宜しく一月俸を罰すべし。仍りて監祭使に委ねて每に罰する所の官の名銜を具へて聞奏せよ。

とあるのは、大祀の最たるものである郊廟の儀にあっても、祭禮の前に行なう齋の日に擔當の役人が齋場から出入して

いる實情を傳えている。こうした狀況は、有司攝事の場合に起りがちなことであろう。また、『册府元龜』卷三四帝王部崇祭祀三文宗大和九年（八三五）二月丁丑の詔は、有司攝事の祭祀の引締めを命じた一文であるが、その中で當時の有司攝事の頽廢ぶりを微細に列擧している。

聞くが如くんば近歲有司因循にして事を將ふに恪まず。牲牷に滌具の別無く籩豆に靜嘉之容乏し。鼎俎は陳なると雖も薦蓋は闕くこと多し。祠官或ひは齋肅に怠り、胥吏喧呶するに至る有り。禮を虧き神を瀆すること斯より甚だしきは無く、永く言に事を重り用て深衷より懼る。今起り已後、太廟郊社の齋郎は事に先だつ前一日、監察御史に委ねて子細點簡せしめよ。如し替代して正身に非ざる者有らば、時に當りて禁身せしめ推問して聞奏し、當に科懲を重くすべく、既に躬親らを責むれば須く優奬を議すべし。（中略）應に祠祭に緣るべきの官より下齋郎及び太常樂人吏等に至るまで、致祭の日に博奕飲酒喧呼爭競する者有らば、亦御史臺に委ねて糾察聞奏せしめよ。

以上は、祭祀に參加する官吏の規律の弛みについて警告を發した部分のみを掲げたが、この詔書に示された問題點を網羅的に擧げると次の通りである。①祭祀における供具の不備②齋場での喧騷③參加者の入れ替え④致齋の日の博奕・飲酒⑤供犧の動物の檢査の手抜き⑥廟壝における耕墾・藝植⑦祭器禮物の欠闕・濫惡。(40) こうした狀況や前述の齋場からの官員の出入、また攝官がさらに王府の官員に代行させられていた事實を知れば、九世紀初頭での攝祭の形骸化が如何に甚だしかったかが判る。筆者は本稿の初めでは、記錄に殘らない皇帝親祭の存在の可能性を述べた。しかしここまで見てくれば、その可能性を考える餘地は殆ど殘されていない。皇帝親祭と有司攝事による定期的な祭祀との差異は、餘りにも大きいのである。現在の記錄に殘らない皇帝親祭があったとしても、その現實的意義は決して大きなものではありえなかったであろう。

おわりに

以上、皇帝親祭と有司攝事とをめぐる諸問題を三章に亙って考察してきた。初めに、冬至の郊祀が通常は有司攝事で行なわれることを示し、代宗朝ではその頻度が極めて高かったことを明らかにした。次いで皇帝親祭と有司攝事との具體的相違について検討し、定期的な祭祀の親祭では二箇月程前にはその實行が宣言されることと、親祭は參列者が多く準備も入念で費用も多額に昇ったことを指摘した。最後に有司攝事の際の攝官を表示し、特に宗廟の正祭の攝官が固定されていることを指摘してその意味を探った。そして、有司攝事が親祭に比べて輕視されやすく、その形骸化が進行していたことを明らかにした。また論證の過程で、皇帝親祭については禮儀志等に記述の豐富な正祭のほかに、禮儀志等に餘り記述のない告祭についても考慮すべきことが明らかとなった。以上に使用した史料の多くは唐も後半期のものであり、前半期では後半期ほど有司攝事が輕視されていなかったことも考えられる。しかし、唐初から皇帝親祭が重視されていたこと、皇帝親祭が決して多くはなく、また多大の費用を要するものであったことは、太宗朝の馬周の上疏に照らして明らかである。有司攝事が形骸化していたか否かは別として、皇帝親祭が重視されていた事實には、唐初も唐末も變りはないのである。

一方、『舊唐書』『新唐書』『資治通鑑』等から得られる皇帝親祭の記錄には大きな出入はなく、基本的には共通する。また、『册府元龜』や『唐大詔令集』或は個人の文集等にも皇帝親祭に觸れた文章が散在するが、それらはまず例外なく兩唐書本紀や通鑑に見える親祭の記錄に對應する。このことを論證の形で呈示するのは餘りに繁雜であり殆ど不可能であるが、上述の皇帝親祭と有司攝事との性格の相違に照らせばその理由は自ずと明らかである。要するに、唐代において皇帝親祭は特別な例であり、同時代人に強く意識されまた史書にも特記されたのである。それ以外に記錄に殘らない親祭があったとしても、それが存在した理由を積極的に考慮する必要性は殆ど存在しないのである。

初めに述べたように、現在入手し得る皇帝親祭の記錄を當時の實相を傳えた史料としてどの程度利用し得るか、というのが唐代の皇帝祭祀を扱う上で常に筆者の念頭を離れない問題であった。本稿の論證はその點を檢證する基礎的作業であった。次に行なわれるべきは、以上を前提として皇帝親祭の個々の記錄[41]について檢討し、唐代の皇帝制度における親祭の意義を究明することであるが、それは今後の課題としておく。本稿ではそれに先立って、比較的判りにくい有司攝事に關する諸點を明らかにすると共に、併せて現在入手し得る皇帝親祭に關する史料が、積極的に活用できる史料であることを確認した次第である。

註

（1）漢代については「中國――郊祀と宗廟と明堂及び封禪」（『東アジア世界における日本古代史講座』第九卷所收、學生社、一九八二年）。魏晉から隋唐にかけての皇帝祭祀については、その制度的側面を「魏晉より隋唐に至る郊祀・宗廟の制度について」（『史學雜誌』第八八編第一〇號、一九七九年。以下「拙稿a」と記す）で明らかにした。また主に卽位後の郊廟の禮について、その實態とそこに含まれる問題點とを、「中國古代における皇帝祭祀の一考察」（同誌第八七編第二號、一九七八年。以下「拙稿b」と記す）で考察した。

（2）郊祀・宗廟については註（1）所揭の諸論考參照。郊祀の場合、現實に皇帝が親祭するのは殆ど南郊での祀天に限られる。史料でも郊祀の語で實質的には郊天の意味を表わしていることが多い。本稿でも基本的には郊祀を郊天の意味で用い、特に北郊での地祇の祭祀との區別が必要な場合にのみ郊天の語を用いることとする。なお、本稿で扱う宗廟の祭祀はすべて皇帝の場合であり、臣下の宗廟については考慮していない。

（3）拙稿b參照。この點に關連して最近梅原郁氏が「皇帝・祭祀・國都」（中村賢二郎編『歷史のなかの都市――續都市の社會史――』ミネルヴァ書房、一九八六年）において、主に宋代の皇帝親祭の諸祭祀について具體的に明らかにしつつ、それらが「皇帝の權威の全貌を具體的なかたちで人びとの目の前にあらわす儀禮ないしはデモンストレーション」（三〇三頁）であった、と指摘しておられるのは注目されよう。

（4）漢代の卽位儀禮については、西嶋定生「漢代における卽位儀禮――とくに帝位繼承のばあいについて――」（原載『榎博士還曆記念東洋史論叢』山川出版社、一九七五年。同氏『中國古代國家と東アジア世界』所收、東京大學出版會、一九八三年）參照。

（5）拙稿「唐代の大祀・中祀・小祀について」（『高知大學學術

研究報告』第二五巻人文科學第二號、一九七六年。以下「拙稿c」と記す。）參照。ここでその後氣附いた史料を補足しておく。皇帝の御署については、楊鉅『翰林學士院舊規』（知不足齋叢書第一三集『翰苑群書』上所收）「祠祭祈賽例」に「南郊、維年月日嗣天子臣署敢昭告于昊天上帝之靈」とあり、「天子臣某」の某＝諱の部分が自署されることが明示されている。その他の例については略記に止めるが、北郊「嗣天子臣署」五帝「嗣天子臣署」太廟「孝子孝孫皇帝臣署」太社・太稷「天子署」五嶽「皇帝署」とある。拙稿cでは、祝版の御署とは「皇帝（天子）臣某」のうちの「臣某」の部分、おそらくは「某」の部分のみの自署であったであろう、と推定しておいたが、この推定は以上の諸例によって支持される。また、『冊府元龜』巻五六四掌禮部制禮二には

代宗廣德二年正月、禮儀使杜鴻漸奏、郊廟大禮、其祝文自今已後、請依唐禮板上墨書、其玉簡金字者、一切停廢。如允臣所奏、望編爲常式。制曰、宜用竹簡、從古禮也。

とある。これに依れば、廣德二年（七六四）以前には祝版に玉簡が用いられ祝文は金泥で書かれていたのが、この年に竹簡に墨書することに改められた。但し『大唐郊祀錄』巻二燎壇には

皇唐郊廟享祀、悉用祝版、惟朝拜陵寢用玉册焉。天寶已後、親祀郊廟、亦多用玉册。貞元二年親有事於郊廟、太常博士陸淳上疏、請準周禮、祝版祭訖燔之、詔可其議。至六年親祀、復改用祝策、祭訖燔瘞如祝版之儀。有司攝事、各依舊制也。

とあり、廣德二年以後も皇帝親祭には多く玉册が用いられたようである。また『大唐六典』巻一四太常寺太祝條には、

「凡郊廟之祝版、先進取署、乃送祠所。將事則跪讀祝文、以信于神、禮成而焚之。」とあり、皇帝から祝版を受けて祠所に送るのは太祝の職掌である。なお、前掲『大唐郊祀錄』貞元六年條では祝版は埋められたようにも受取れるが、『大唐開元禮』に據れば、南郊では祝版は祭祀終了時に柴燎に附され、北郊及び宗廟では齋所または齋坊で燒かれる。また『冊府元龜』巻三〇帝王部奉先三天寶九載（七五〇）一一月己丑の制に

自今已後、每親告獻太清宮・太微宮改爲朝獻、有司行事爲薦獻。親告享宗爲朝享、有司行事爲薦享。親巡陵爲朝拜、有司行事爲拜陵。

とあり、この年以降郊廟等の祭祀について皇帝親祭と有司攝事とで祝文の用語が使いわけられるようになった。

（6）『文獻通考』巻九九宗廟考九の巻末に

按古者宗廟之祭有正祭、有告祭、皆人主親行其禮。正祭則時享禘祫、是也。告祭則國有大事告於宗廟、是也。

とあるように、本文の引用文に見える禘祫等の定期的な祭祀は正祭、非常祀は告祭と呼ばれる。本稿では充分に述べることはできないが、宗廟の祭祀における皇帝親祭は告祭と思われるものが大半である。例えば卽位時の謁廟の禮は告祭であろうし、また後註(18)で觸れる貞觀三年正月の謁太廟も告祭であろう。從って、皇帝親祭を論ずるには告祭に注目する必

要があるが、例えば『唐會要』巻一八緣廟裁制下元和一四年二月の國子博士史館修撰李翺の奏議に「故太廟之中、每歲五饗六告而已」とあり、唐代では告祭は六種類に分類されていたようである。筆者は未だ六告の内容を把握するに至っておらず、告祭についての檢討は今後の課題としたい。取りあえず、本稿では正祭以外の宗廟の祭祀は「臨時の祭祀」と表現しておく。なお、天の祭祀についても告祭は存在すると考えるべきである。

（7）武英殿聚珍版『唐會要』巻二四受朝賀同年一一月一三日條では、以上の所は「緣新修條格將畢、其日祀圜丘、遂改用立冬日受朝。」とあるが、『册府元龜』に従い、「畢」を衍字とし、立冬日を小冬（至）日の誤脱とすべきであろう。因みに、『唐會要』に據ればこの年は一四日が冬至であり、この上奏はその前日になされている。

（8）但し、この敕そのものは親祭を前提としてはいない。『唐會要』巻二四には

至天寶三年十一月五日甲子冬至、敕、伏以昊天上帝、義在尊嚴、恭惟祭典、每用冬至。既于是日有事圜丘、更受朝賀、實深兢惕。自今以後、冬至宜取以次日受朝、仍永爲常式。

とある。卽ち、尊嚴を義とする冬至の郊祀當日に更に受朝賀を行なうのは畏れ多い、というのが次日受朝に改めた理由である。皇帝親郊の際には朝賀を別の日に行なうことに既に決っているのであるから、これは有司攝事の場合についての改正である。

（9）『册府元龜』巻一〇七には「（貞元）七年正月壬戌朔、帝不視朝、以去年冬親郊故也。」とあり、冬至の郊祀が皇帝親祭で行なわれると、翌年正月の朝賀まで行なわれなくなる。「（貞元）十年正月乙亥朔、罷朝賀之禮、以九年冬郊祀故也。」とあるのも、九年冬至の郊祀は德宗の親祭で行なわれているので同様である。從って、冬至當日に郊祀の親祭と朝賀の禮とが共に行なわれる可能性を考える必要性は全くない。また、郊祀の親祭と朝賀の禮との關係がここからも窺われるが、朝賀の禮の性格の檢討は今後の課題としたい。なお、中村喬「十一月冬至節の風習と行事――中國の年中行事に關する覺え書――」（『立命館文學』第四七八・四七九・四八〇號、一九八五年）には、歷代王朝の冬至の朝賀に關する言及が見られる。

（10）『唐會要』巻二四には「大歷九年十一月八日敕、故源王發引遷神、廢冬至朝賀。」とあり、こちらに據れば冬至當日の朝賀は廢されている。しかしこれは、皇帝親郊が原因で冬至當日の朝賀が廢されたものではないので、この時の郊祀は有司攝事で行なわれたと見て差支えない。本文では皇帝親郊の有無を確めるために冬至の朝賀を取上げているのであるから、朝賀の有無について相矛盾する史料が存在しても、親郊がなかったことが確認されれば論證に支障は生じない。

（11）曆日の干支の日附への換算は、平岡武夫『唐代の曆』（京都大學人文科學研究所、一九五四年）に依る。以下も同樣である。

（12）註（8）・（9）を參照すれば、冬至の翌日または前日に朝賀

が行なわれても、そのことが直ちに冬至の郊祀が親祭であったことを意味しないのは明らかである。因みに『五代會要』巻四緣祀裁製に

長興二年（九三一）五月、尚書左丞崔居儉奏、大祠・中祠差官行事、皇帝雖不與祭、其日亦不視朝。伏見車駕其日或出、於禮不便。今後請每遇大祠・中祠、車駕不出。從之。

とあり、五代後唐では有司攝事でも皇帝は當日に朝賀を受けないことになっていた。ここでは、それをいいことに大祀・中祀の祭禮當日に皇帝が時々外出していたことが批判されているのであるが、本文と關連して、唐代でも有司攝事の日に皇帝は宮中から出御しない建前なので臣僚の朝賀を受けることが出來た、と理解できる。また註(20)參照。

(13) 『册府元龜』巻一〇七では、睿宗以前の諸皇帝について冬至の朝賀の實施や停止について觸れた記事はない。しかし、唐初以來有司攝事で冬至の南郊の祭祀を行なっていた、という開元八年の中書門下の奏に據れば、睿宗以前でも冬至の郊祀の有司攝事に關する事情は、取立てて以後と變りはなかったであろう。

(14) ＊は、冬至當日に受朝賀はなく翌日に受朝賀が行なわれたが、その理由が明らかな例である。＊＊は、皇帝親祭以外の理由で冬至當日の受朝賀が停止された例である。但し憲宗元和一一年については、『唐會要』巻二四受朝賀に「十一年十一月日南至、不受朝賀、以司徒馬燧出葬故也。」とあるのに據る。また＊＊＊は、冬至當日に百寮が皇太后や皇太子に對して朝賀の儀禮を行なった例である。これらには當日に皇帝の受朝賀があった場合（『册府元龜』巻一〇七穆宗元和一五年條參照）となかった場合（同巻憲宗元和三年條）とがあるが、次章以下に指摘する皇帝親祭の特殊性を知れば、後者の場合でも皇帝の親祭が當日に行なわれたと想定するのは無理である。よって、冬至當日に皇太后・皇太子への百寮の奉賀のみが記されている場合でも、南郊での皇帝親祭はないものと見做した。

このほか、德宗貞元七年・一一年・憲宗元和六年・八年については、『册府元龜』巻一〇七・一〇八に冬至に朝賀を受けなかった事實のみが記されている（なお文宗大和三年一一月辛巳冬至に朝賀及び郊祀を停止したと記すのは巻一〇八の誤り。この年には一一月甲午冬至に文宗の親郊があった）。これらの年の郊祀も有司攝事で行なわれたと思われるが、當日の親郊の有無に關する判斷はここでは一應保留しておく。冬至の翌日の受朝賀のみ記されている建中元年の例についても同樣とする。

(15) 肅宗乾元二年の例については、臺灣中華書局影印明刊本では乾元三年となっているが、すぐ次に三年正月の記事が續くことからこの年の誤りと判る。また、元年（上元二年）の冬には肅宗の親郊があるが、それは冬至の二週間後である。このことについては後述する。

(16) 拙稿b參照。また拙稿「唐代皇帝祭祀の二つの事例——太宗貞觀一七年の場合と玄宗開元一一年の場合——」（『中國古代の法と社會——栗原益男先生古稀記念論集』汲古書院、一九

八八年）では、本稿の考察の結果と開元一一年冬至の玄宗親郊までの經緯とをふまえ、この年の親郊を玄宗最初の親郊と考えた。

(17) 因みに代宗朝の宗廟については、『册府元龜』巻三〇帝王部奉先三大曆八年條に「十月己酉、命有司大祫於廟。是日冬享、因展禮也。」という記事がある。郊祀で親郊が少なかったことを知った上でこの文を讀むと、宗廟の正祭でも有司攝事が通例であったことを示す一例と解釋し得る。

(18) 『舊唐書』巻二太宗紀上貞觀三年正月條に「戊午謁太廟。癸亥親耕籍田。」とあるのに據れば、太宗は既に貞觀三年には太廟に謁している。『唐會要』巻一三親饗廟で蘇冕は馬周の上疏についてこの點を疑問としているが、馬周が僅か三年前の事實を忘れていたとも考え難い。既に註(6)で述べたように、宗廟の祭祀には定期的な正祭と臨時の告祭とがある。『舊唐書』太宗紀の記述から察するに、三年正月戊午の謁廟は癸亥の親耕の前の告廟であったと思われる。これに對して馬周は「宗廟之享、未曾親事」と言っており、五享六告のうちの「享」、卽ち正祭について論じていると思われる。『舊唐書』太宗紀の謁廟の事實と、馬周の上疏の內容とを整合的に理解するには、このように解釋すべきであろう。

(19) 『册府元龜』巻三〇帝王部奉先三には「開成元年七月丙戌、監察御史請修太廟祭器。初帝言於宰臣曰……」とあり、以下『舊唐書』崔黯傳とほぼ同樣の文が續くが、語句に多少の出入がある。全體としては崔黯傳の方が判り易く、『全唐文』巻七三文宗「虔奉祀事詔」も崔黯傳に據っている。但し、開成元年七月丙戌という日附は『册府元龜』のみに見える。

(20) 宗廟の祭祀が有司攝事で行なわれる時の皇帝の居場所は不明である。『大唐開元禮』では、宗廟の正祭を皇帝が親祭するときには散齋は別殿、致齋は太極殿で行なうことになっており、親郊の場合も同樣である。『大唐郊祀錄』巻一凡例上では、皇帝親祭の場合散齋は別殿、致齋は宣政殿室內で行なわれることになっている。このように、親祭の場合でも皇帝は致齋まで宮城や大明宮に止まるのであるから、有司攝事の時も宮中を出ないことは誤りないであろう。

(21) とりあえず『舊唐書』本紀から若干の例を擧げておく。太宗紀下貞觀一七年條には「十一月己卯、有事于南郊。壬午、賜天下酺三日。」とあり、玄宗紀上開元一一年條には「十一月戊寅、親祀南郊、大赦天下。（中略）昇壇行事及供奉官三品已上賜爵一級、四品轉一階。（中略）賜酺三日、京城五日。」とある。また德宗紀下貞元六年條には「十一月庚午、日南至、上親祀昊天上帝於郊丘。禮畢還宮、御丹鳳樓宣赦、見禁囚徒減罪一等。立仗將士及諸軍兵、賜十八萬段匹。」とある。こうした皇帝親祭に伴う恩典については、『唐大詔令集』所收の南郊赦文等について見れば、さらに詳しく把握することができる。

(22) 引用文括弧內の「有」字は、『唐大詔令集』巻七四籍田「元和五年罷籍田敕」に據って補う。

(23) 唐の圓丘は長安城明德門外東二里の所にあったが、なお四成の圓壇の形跡を止めて現存している。妹尾達彥「唐代後半

期の長安と傳奇小説――『李娃傳』の分析を中心として――」（『日野開三郎博士頌壽記念　論集　中國社會・制度・文化史の諸問題』中國書店、一九八七年）五〇五頁補注(2)參照。

(24)　他に特殊な例として、『册府元龜』巻三〇帝王部奉先三德宗貞元九年（七九三）條に「十一月甲寅、朝享太廟。前一日有敕、至廟行禮、不得施褥、至敬之所、自今展地而行。」とあり、親祭に備えて宗廟中に特に褥が敷かれたことがある。註(5)に述べた如く親祭では祝版に代えて玉册が用いられたことも想起されよう。また同書巻一四七帝王部恤下二乾元元年（七五八）四月の詔に、「應緣南郊、百司張設、有損百姓苗稼者、委京兆尹、隨損多少、倍酬所損錢物、便卽聞奏。」とあるのは、安史の亂で燒失した太廟の再建に伴って、四月中に郊廟の祭祀が行なわれることになった際の特例であるが、生育中の作物の損害の補償が宣言されている。春から秋の親祭では、他にも同様の事例は生じたであろう。

(25)　このほか、太宗貞觀一七年（六四三）の皇太子承乾の廢嫡と晉王治（高宗）の立太子に伴う郊廟の親祭、また玄宗開元一一年（七二三）の太原巡幸後の郊廟の親祭については、前掲拙稿「唐代皇帝祭祀の二つの事例」參照。

(26)　これ以後、皇帝の親郊に際して前々日に太清宮に朝し、前日に太廟に饗し、最後に當日に郊祀を行なう形式が定着し、唐末まで遵守された（拙稿b）。なお、この時は二月に入って皇地祇も親祀することに變更され、郊祀は南郊で天地を合祭して行なわれた。

(27)　『資治通鑑考異』巻一六「建丑月祀圓丘太一壇」に實錄、建子月戊戌冬至、其日祀昊天上帝。己亥、詔以來月一日祭圓丘及太一壇。（中略）其冬至祀上帝、蓋有司行事、非親祀也。

とある。一方の、一一月己酉から一二月辛亥までの祭祀が肅宗の親祭であったことは、『册府元龜』巻三四等から明らかである。

(28)　原文は次の通り。

九年九月太常奏、以十一月貢擧人謁先師、今與親享太廟日同。准六典、上丁釋奠、若與大祀同日、卽用中丁。謁先師請別擇日。從之。

なお、この時の親祭は太清宮―太廟―南郊の順に行なわれており、太廟單獨の祭祀ではない。

(29)　同書同巻の記述に據れば、德宗は朱泚の亂を平定して長安に歸還し郊廟に告謝しようとしたものの、なお李懷光・李希烈に不穩な動きがあってそれが見送られたのである。結局、李懷光の亂が平定された後の貞元元年一一月に郊廟への告謝が行なわれた。陸贄『陸宣公翰苑集』巻六及び『全唐文』巻四七五に收められた「告謝昊天上帝册文」「告謝玄宗廟文」「告謝肅宗廟文」「告謝代宗廟文」はその時の告文である。このうちの告天文は、「唐德宗神武皇帝平朱泚後告謝昊天上帝祝册文」という題で、『唐文粹』巻三一にも收められている。

(30)　『全唐文』巻四五二邵說「爲郭令公賀南郊大禮表」に

臣某言、伏承今月二日册皇太子、六日朝獻太清宮、七日享太廟、八日有事于南郊者、款謁宮廟、尊崇祖禰、展敬

天之禮、百神受職、宏主圖之義、萬國以貞、率土之濱、孰不忻戴。

とあり、皇太子の冊立から南郊まで一連の行事として催されたことが窺われる。

(31) 玄宗開元一一年八月の廟享は時祭・禘祫のいずれでもなく、獻祖・懿祖の神主を太廟に祔した親祔の禮である。前掲拙稿「唐代皇帝祭祀の二つの事例」参照。なお、宣宗大中元年の郊祀の日次が正月上辛となっていない理由は不明であるが、宣宗の場合大中七年の太清宮—太廟—南郊の親祭でも、大中元年の場合と同じく正月一五日から一七日にかけて行なっている。

因みに、『唐大詔令集』巻七五親享「令皇帝親謁太廟詰」は、先天元年一〇月一日丁酉(『冊府元龜』巻三〇)に睿宗が玄宗に即位後の謁廟を命じた詰であるが、文中に「可以今月四日謁享太廟」とある。初めにも述べたように、玄宗の謁廟は記錄上唐代唯一のものである。これが僅かに實施の四日前に決定された事實の評價は種々の問題と關係する。よって、玄宗の謁廟については後日檢討したいが、極めて特殊な例と考え本稿では例示から除外しておいた。

(32) 貞元九年一一月の祭祀については、『冊府元龜』巻三四帝王部崇祭祀三の原註に「初帝以是歲有年、蠻夷朝貢、思親告郊廟。」とある。

(33) 『冊府元龜』巻三〇には「比聞、有司發饌不精、酒醴酸濁、卿當宣諭監察御史、俾之臨祭、勿有不虔。」とあり、この點についてはより具體的である。

(34) 嚴耕望「論唐代尚書省之職權與地位」(原載『歷史語言研究所集刊』第二四本、一九五三年。同氏『唐史研究叢稿』所收、新亞研究所出版、香港、一九六九年)及び築山治三郎『唐代政治制度の研究』(創元社、一九六七年)第一章第四節「尚書と官僚」参照。

(35) 『唐大詔令集』巻六七南郊一同年一〇月の孫逖「命宰臣等分祭郊廟社稷敕」に

朕每爲蒼生、常祈稔歲、徵誠有感、丕應乃彰。今宗社降靈、神祇效祉、三時不害、百穀用成、遂使京坻、遍于天下。和平之氣、既無遠而不通、禋祀之典、亦有祈而必報。宜令兵部尚書兼中書令晉國公李林甫・工部尚書同中書門下三品幽國公牛仙客即分祭郊廟社稷。

とある。因みに一〇月庚申は二〇日で、この年の冬至は一一月二二日壬辰である。従ってこの郊祀は冬至以外の臨時の祭祀であり、敕文に據れば玄宗が蒼生の爲に稔歲を祈願したところ、宗社神祇の感應があったために行なわれたものである。従って、李林甫らが行なったという宗廟の祭祀も告祭であったであろう。

(36) 皇帝祭祀の中で郊天を第一とする文獻は少なくない。例えば、『唐大詔令集』巻四「去上元年號赦」には「國之大事、郊祀爲先」と見える。また、宗廟の告祭については『冊府元龜』巻三〇帝王部奉先三に

(貞元)一九年四月壬辰、修德明興聖獻祖廟。甲午詔曰、奉遷獻祖懿祖神主、太祖景皇帝正東向之位。虔告之禮、當在重臣、宜令簡較司空平章事杜佑攝太尉告于太清

宮、門下侍郎平章事崔珙(損)太尉告太廟。

とある。これは郊祀や正祭と告祭とを比較した史料ではないが、有司攝事であっても告祭が重要なことを示した史料ではある。

(37) 池田溫「律令官制の形成」(『岩波講座世界歷史』第五巻、一九七〇年)礪波護「唐の三省六部」(原載唐代史研究會編『隋唐帝國と東アジア世界』汲古書院、一九七九年。礪波氏『唐代政治社會史研究』所收、同朋舍、一九八六年)等參照。なおこの點については、『唐會要』卷二帝號下雜錄元和一五年四月の禮儀使の奏に

羣臣告天、請大行皇帝謚、準禮及故事、合集中書門下御史臺五品以上、尙書省四品以上、于南郊告天、畢、議定、然後連署聞奏。

とあるのは、祭祀における尙書省の格の低さを窺わせるようで興味深い。

(38) 礪波護「唐の官制と官職」(原載小川環樹編『唐代の詩人—その傳記』大修館書店、一九七五年。前揭『唐代政治社會史研究』所收)參照。

(39) 本稿において祭祀の形骸化を批判した上奏文の提出者、崔黯・柳璟・杜宣猷はいずれも監察御史の職にあった。『大唐六典』卷一三御史臺に據れば、監察御史には郊廟等の祭祀を監督する役割があるが、それが具文でなかったことはこれらの諸例が物語っている。

(40) 本文に引用したのは④の部分までである。⑤以下の部分については以下に原文を引用しておく。

其牲牢、准禮循行之際、合視肥瘠之宜。近日相承、臨時取辦、旣乖誠敬、頗失舊章。委太僕寺准禮令處分、如無本色牛羊、速具聞奏。至於酒醴醯醢、簠簋膳羞、各委本司、准禮令切加提擧。凡在廟壝、所宜肅敬、縱云隙地、豈廢脩崇。如有耕墾藝植者、亦委御史臺糾察聞奏。(中略)(篇)其祭器禮物中、如有欠闕及濫惡須愼補改張者、委太嘗・宗正・光祿・太僕寺・少府監諸司、速具條疏聞奏、仍委中書門下、卽與硏理處分。

なお、途中省略した部分に「攝事公卿、雖約官品、將朕誠敬、必在得人」等とあり、この詔文が有司攝事に關するものと判る。

(41) 梅原郁氏は前揭「皇帝・祭祀・國都」において、「唐・五代親祀南郊大禮實施年次」表を作成しておられる(二八八頁表二)。但し、睿宗景雲元年(七一〇)一一月の親郊は、中宗景龍三年(七〇九)の親郊をこの年に繫けた『通典』卷四三禮三の誤りと思われる(拙稿b註一六參照)。また宗廟の皇帝親祭については、『唐會要』卷一三親饗廟・『文獻通考』卷九七宗廟考七「唐諸帝親饗廟」にその年次が列擧されている。後者は概ね前者に據ったと思われ、前者に照して訂正される點も多いが、一部前者を訂正する所もある。

commoners who, by creating a fantasy world, were trying to overcome these various contradictions.

IMPERIAL SACRIFICES IN THE TANG DYNASTY : THOSE PERFORMED BY THE EMPEROR AND THOSE BY A REPRESENTATIVE AUTHORITY

KANEKO Shuichi

In the imperial sacrifices of the Tang, it was the rule that the important state sacrifices (*jiaoji* 郊祀) and the ancestral sacrifices (*zong miao* 宗廟) were performed by the emperor in person. However, there was also a system whereby these were performed on his behalf by a "representative authority" (*yousi sheshi* 有司攝事).

There is a wealth of reference in the sources to the emperor performing the sacrifices in person, but there is little about the "representative authority." Without a clear understanding of the relationship between the two, it is impossible to make proper use of existing references to the imperial sacrifices.

This essay presents several conclusions. First, following the clue that the ceremony to congratulate the emperor (*chaojia* 朝賀) on the day of the winter solstice was cancelled when the emperor performed the state sacrifices in person on that day, we can conclude that there must have been an extremely high incidence of the representative authority performing the sacrifices instead. Second, there were differences in the scale, expense and participants depending on whether the sacrifices were performed by the emperor or by the representative. Moreover, in the case of the emperor, an edict announcing the event had to be issued about two months in advance. Finally, the paper details the ranks of the officials who, as representative authorities, performed the periodic ancestral sacrifices (*zhengji* 正祭). Within this group, the position of the Three Dukes (*sangong* 三公), except for imperial male relatives, was limited to high officials of the Department of State Affairs (*Shangshusheng*

尙書省) or the East Palace Bureau (*donggongfu* 東宮府). Furthermore, the paper describes the tendency for the representative authorities to be poorly regarded.

The above points illustrate that there was a big difference between the emperor performing the sacrifices in person and the representative authority doing the job. Therefore, all the more, there was great concern over the emperor performing the sacrifices in person.

Accordingly, it is confirmed that there is little need to worry about the significance of imperial sacrifices that are not documented in remaining sources, and it is possible to make full use of existing materials on the imperial sacrifices to reflect the actual situation in the Tang dynasty.

ON THE TIENCHIN PROVISIONAL GOVERNMENT

MORI Etsuko

After the foreign forces occupied Tianjin (Tienchin) for the purpose of subjugating the Yihetuan movement, a provisional government was founded there. It was Tienchin Provisional Government (the T. P. G.). A council composed of delegates from the six nations (British, Russian, French, German, Japanese and Italian) managed the T. P. G.. The T. P. G. had categorical power over the Chinese, but it had no power over the foreigners—the foreign forces. In fact the T. P. G. was an agency which submitted to the commander's orders, and whose prime duty was to root out the Yihetuan movement and restore order. Although peace negotiations were held and the Powers didn't need to keep in step, the T. P. G. was not abolished at once because of mistrust between the Powers. Yuan Shikai 袁世凱 became the Viceroy of Zhili after Li Hongzhang's 李鴻章 death, and at this point negotiations for the abolition of the T. P. G. and restoration of Tianjin began.

Each minister of the Powers was going to restore it with the magnanimous reservations by comparison. And each commander insisted on excessive expansion of the rights of their country in China. There